

住宅地(保留地)を販売します

No.	街区	画地	地積	価格	単価
①	17	20	約 219㎡ (約 66.3 坪)	5,913,000 円	27,000 円 /㎡
②	31	9-1	約 334㎡ (約 101.2 坪)	6,245,800 円	18,700 円 /㎡

この住宅地は、住宅建築などを目的に、広く一般に販売する土地です。

土地区画整理事業の「保留地」となります。

申込受付

期間 4月1日(水) から
平日午前8時30分～午後5時15分

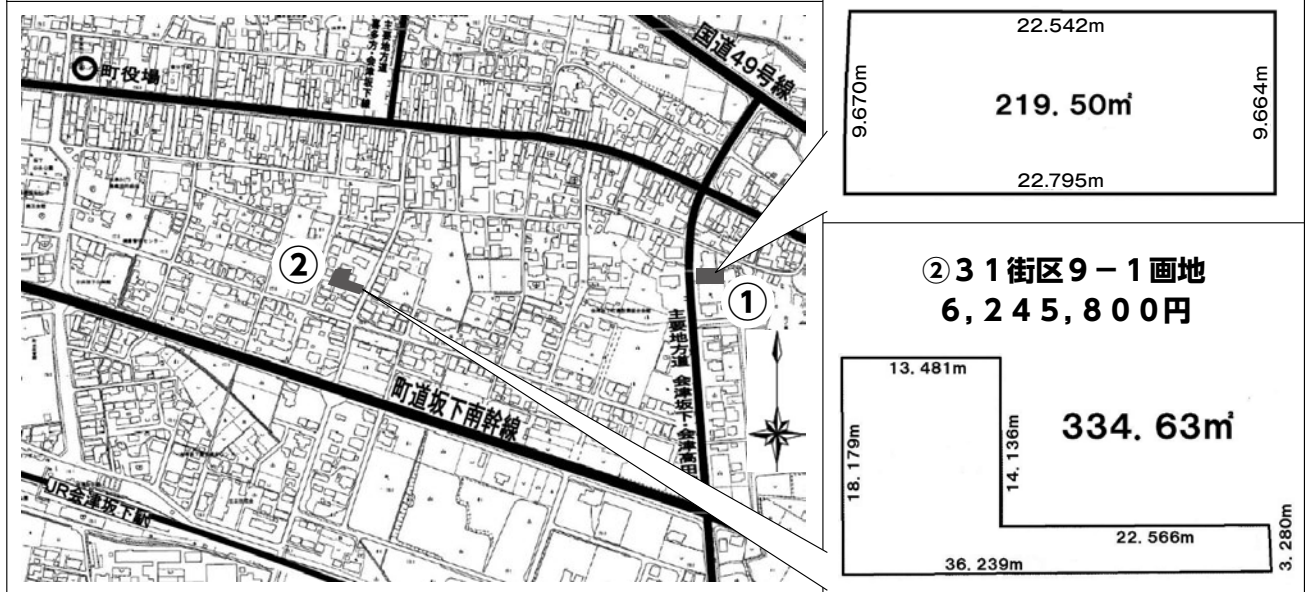
場所 町役場2階
建設課 都市土木班

※申込書は町ホームページでも入手できます。

※「保留地」購入の場合は、一般の土地売買と次の点異なります。

1. 事業完了まで保留地の登記簿はありません。
「換地処分」という手続きを経た後に登記されます。
2. 保留地の面積は、事業完了時に確定します。
表示の面積とは若干増減する可能性があります。
3. 融資を利用した購入をする際、抵当権等の設定などできないことがあります。

住宅地(保留地)位置図



買い物・通院に徒歩数分 上下水道整備済

より詳しい情報は、町ホームページ「新着情報」にて
ご覧いただけます。

地域のお宝発表会を開催しました

地域のお宝について

「地域のお宝」とは、日常の暮らしの中で何気なく行われている支え合いのことです。仲間とのお茶飲みや料理のお裾分けなど、見守り活動とは言わないけれどその機能を有しているものや、サロン活動とは言わないけれど同じような効果を持つ活動が地域の中で行われています。

それらの支え合い活動は、当たり前のこととしてあまり意識されていませんが、その活動が高齢者の暮らしにとって不可欠になっていることもあります。そのような支え合いの価値を再認識してもらうために、2月18日に支え合い活動の発表会を開催しました。

発表会は今年で2回目の開催ですが、前回の参加者が、友人などを誘って来てくれたので約70名の来場者となりました。

発表を見た参加者の方々からは、「地域の支え合いこそが大事」や「自分たちも何かの活動を始めたい」といった感想が寄せられました。

町と会津坂下町社会福祉協議会では、支え合いの活動を支援するために、地域資源調査を行っています。情報提供も随時受け付けていますので、自分たちで活動している方や活動している人を知っている方はご連絡ください。



支え合い活動



地域のお宝発表会

介護保険サービスを利用している方へ

入院時にはケアマネージャーの名刺などを提示しましょう

介護保険を利用している方が病気やケガで入院された場合に、病院とケアマネージャー（介護支援専門員）間で医療や介護に関する情報共有を行い、その情報を元に、より適切な医療サービスを提供します。

会津・南会津管内ではそのためのルールが定められていますので、保険証の準備や連絡など、住民の皆さまのご協力をお願いします。

入院時の病院スタッフに提示するもの

- ①介護保険被保険者証
- ②医療保険被保険者証
（後期高齢者医療、国民健康保険など）
- ③お薬手帳
- ④担当ケアマネージャーの名刺



日帰り人間ドック 受診者募集！

昨年度から、広く大勢の方に受診していただくために、3年に1度の受診と日帰りのみの人間ドックに変更になりました。健康で長く自立した生活を送り、病気になりにくい生活習慣を心掛け、自覚症状のない病気の発症予防や早期発見のほか、持病の重症化を防ぐために、以下のとおり実施します。

この機会を逃さずぜひお申し込みください。

- 1. 対象者** 会津坂下町国民健康保険に加入している40歳～74歳の方
(昭和21年4月1日～昭和55年3月31日生まれの方)
※平成30、31年度(平成30年4月1日～令和2年3月31日)に「役場申し込みの人間ドックを受診した方」と「国民健康保険税の滞納がある方」は受診申し込みできません。
- 2. 実施医療機関** 坂下厚生総合病院
- 3. 実施期間** 令和2年5月～令和3年1月
(実施医療機関の指定日の中から希望日を先着順に選択)
- 4. 募集定員** 日帰りドック 70名
- 5. 自己負担額** 11,000円 ※事前に送られる納付書で期限までに納入してください。

《申し込み》

- | | |
|------|--|
| 期 間 | 4月21日(火)～24日(金) ※定員になり次第締め切ります。
(定員に満たない場合は随時受付します) |
| 時 間 | 午前8時30分～午後5時00分 |
| 場 所 | 生活課 保険年金班(1階西側) |
| 方 法 | 町役場に備え付けの「申込書」に希望日ほか必要事項を記入して提出
※郵送・電話での申し込みや1人で複数の申し込みは承っていません。 |
| 留意事項 | ①1世帯につき1人とします。
②人間ドックを受ける方は、令和2年度中に町の健診を受ける必要はありません。
(検査項目が重複するため) |

税の未納分は早めに完納を！

「税」は…全ての公課その他の債権に優先して徴収する。」と地方税法に規定されています。これは、税金の納入は借金の返済やその他の支払いなどより優先されるということです。

滞納があれば、延滞金が生ずることがあるほか、保険証が交付されなかったり、一部給付が制限されたり、給与や財産の差し押さえを受ける可能性がありますのでご注意ください。

平成31年度(令和元年度)分およびそれ以前で未納がある方は早めに納めましょう！

進学、就職、退職、引越しなどによる

国民健康保険の加入・脱退の手続きは14日以内にしましょう！

新生活が始まるこの時期は、国民健康保険の加入・脱退などの手続きが必要となる方が非常に多くなります。

資格の異動があった日から14日以内に町役場の保険年金班窓口で必ず手続きを行いましょう。

【国保に加入するとき】

手続きが必要なとき	手続きに必要なもの
他の市町村から転入	①他の市町村からの転出証明書、②印鑑
職場の健康保険から脱退 (被扶養者からはずれた)	①社会保険資格喪失証明書など今まで加入していた保険の資格がなくなった事がわかるもの、②印鑑
子どもが生まれた	①保険証、②母子健康手帳、③印鑑
生活保護を受けなくなった	①生活保護廃止通知

※国保税は、加入の届け出をした日からではなく、資格を得た日（例：退職のときは退職した日の翌日）から生じますので、その日に遡って国保税を納めることになります。

【国保から脱退するとき】

手続きが必要なとき	手続きに必要なもの
他の市町村へ転出【※A】	①保険証、②印鑑
職場の健康保険に加入した (被扶養者になったとき)【※B, ※C】	①保険証、②社会保険の保険証（コピー可）または社会保険取得証明書など、③印鑑
被保険者が死亡した	①保険証、②印鑑
生活保護を受け始めた	①保険証、②印鑑

※A：就学のための転出の場合は、特例により会津坂下町の国保に加入したまま転出する事が出来ます。
その際は「在学証明書」もご持参ください（学生証では不可）。

※B：保険証は、切り替わる方全員分をご持参ください。

※C：職場の健康保険に加入した場合でも、国保からの脱退手続きを職場で行うことはありません。
ご本人またはご家族の方による手続きが必要です。

※国保の資格を失った後にうっかり国保の保険証を使って医療を受けてしまった場合は、国保が負担した医療費分の全額を返していただく手続きが生じます。

※加入する健康保険が変更になった場合は、速やかに医療機関に新しい保険証を提示してください。

※平成31年度分の国保税の納め忘れがある場合、早めに納入してください。

未納があると、必要な給付などが受けられなくなることがあるほか、延滞金が生じることもあります。

国民健康保険税は、世帯内の国民健康保険に加入している方の、所得・人数・加入月数に応じて、世帯分をまとめて計算し世帯主に課税されます。1年間（4月～翌年3月）分の保険税を7月から翌年2月までの8回に分けて納める形となっています。

なお、令和2年度の納付書は7月中旬に送付する予定です。

第3回 農家レストランくうべえる～地元食材を使った数々の絶品メニュー～

「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」の物産館の奥からは、美味しそうな香りが漂ってきます。「農家レストランくうべえる」では地元の食材を使った様々なメニューをお召し上がりいただけます。湯川米を使用した炊き立てのごはんや会津坂下産のそば粉 100% の十割そばなど、どれも魅力的なもののばかりです。さらに、ほとんどのセットメニューはごはん、みそ汁、サラダバー、ドリンクバーがおかわり自由となっており、特に地元産の野菜を使ったサラダバーが大人気で、採れたて新鮮な野菜の数々を楽しむことができます。サラダに使われている野菜は、ほとんど「道の駅あいづ」の「農産マーケット」に入荷しているものを使用しており、生産者の名前もその場で確認することができるので、食べて気に入った野菜があれば「農産マーケット」で購入することができます。また、店内は木を基調とした暖かな雰囲気、天気の良い日は東側の窓から美しい磐梯山を眺めての食事を楽しみながら、ゆっくりくつろげる憩いの場となっています。

そんな「農家レストランくうべえる」のおすすめは「くうべえるセット」です。こちらは、月に1回メニューが変わるほか、シェフ手作りのデザートもついており、季節のサラダバーと合わせて毎月違った味を楽しむことができます。

「くうべえる」では、その他にも季節の野菜を使った限定メニューや新メニューが登場しています。地元の「おいしい」を味わいに、足を運んでみてはいかがでしょうか。



▲天気の良い日は美しい磐梯山を眺めながらの食事が楽しめる。



▲「地元産野菜」を使用した色とりどりのサラダバー。それぞれの野菜に生産者名が書かれている



▲3月～4月のくうべえるセット。毎月違ったメニューを楽しめる。

【問い合わせ 道の駅あいづ 湯川・会津坂下 ☎0241-27-8853 / 産業課 商工観光班 ☎83-5711 FAX83-5713】

会津坂下町緑化推進委員会からのお知らせ

令和元年度 緑の募金額と交付金使いみちのご報告

募金総額 578,585円

ご協力ありがとうございました！

毎年皆さまからご協力いただいています緑の募金は、全額を県緑化推進委員会に納入後、県全体の緑化活動や地方植樹祭、各市町村緑化推進委員会の活動経費として交付されます。

令和元年度、当町では「花いっぱい推進事業」、「大沢地区緑化推進事業」「両沼地方植樹祭にかかる経費等のための基金積み立て」経費として活用させていただきました。

令和2年度につきましても、会津坂下町の緑化推進のため皆さまのご協力をお願いします。

令和元年度 交付金の使いみち (単位：円)

収入 合計 350,000 円	
交付金(県緑化推進委員会より)	214,000
積立基金の充当	136,000
支出 合計 350,000 円	
花いっぱい推進事業	200,000
大沢地区緑化推進事業	150,000



▲「花いっぱい推進事業」地区での植栽の様子。



▲「大沢地区緑化推進事業」花壇造りの成果。他に、バラ園造りも行った。

あいづばんげ情報かわら版の創刊について

4月より、「あいづばんげ情報かわら版」を新たに創刊し、町民の皆様へ必要な情報をタイムリーに提供します。発行日は毎月10日とし、各コミセンだよりの裏面に掲載します。



令和2年度からの各地区コミュニティセンター、まちづくりセンターの変更事項について

NPO法人市民活動支援組織NIVOに委託しているコミュニティセンター事務局長・事務局員を、町が雇用する「地域づくりコーディネーター」として配置します。各地区における活動や課題などについて、役場の担当部署が直接係わる仕組みを構築し、役場組織が一体となって地域の諸問題に対応していきます。

開館日時

土日祝日および12月29日から翌年の1月3日までの日を除く平日（役場の開庁日時と同じ）
午前8時30分から午後5時15分まで（各地区コミュニティセンターの利用時間は、午後9時まで）

※臨時の開館・閉館がある場合は、事前にお知らせします。

なお、令和2年4月1日（水）は、各コミュニティセンター長および地域づくりコーディネーターの辞令交付式のため1日臨時閉館となります。

メールアドレス

下記のとおり変更となります。

※坂下コミュニティセンターとまちづくりセンターは共有のメールアドレスとなります。

坂下コミュニティセンター まちづくりセンター	bange-cc@town.aizubange.fukushima.jp
若宮コミュニティセンター	wakamiya-cc@town.aizubange.fukushima.jp
金上コミュニティセンター	kanagami-cc@town.aizubange.fukushima.jp
広瀬コミュニティセンター	hirose-cc@town.aizubange.fukushima.jp
川西コミュニティセンター	kawanishi-cc@town.aizubange.fukushima.jp
八幡コミュニティセンター	yahata-cc@town.aizubange.fukushima.jp
高寺コミュニティセンター	takatera-cc@town.aizubange.fukushima.jp

坂下コミュニティセンターの場所およびFAX番号

5月1日より、坂下コミュニティセンターが、まちづくりセンター内（会津坂下町役場東分庁舎1階）に移転します。

移転に伴い、FAX番号が84-2135に変更となります。（まちづくりセンターと共有）

※電話番号（83-0522）に変更はありません。

皆様のご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。